

【参考】テレワーク対応リフォーム等事業費補助金交付要領第3 補助対象工事の例 一覧

R4.4.26

凡例 ○：対象 ×：対象外

①補助対象／対象外となる“住宅”

○ 戸建て住宅（賃貸含む）	個人であって県内の既存住宅（耐震性を有するものに限る。）で工事を実施する居住者又は居住予定者（工事後、速やかに居住する予定の者も含む）。賃貸の場合は所有者から工事の承諾を得たものに限る。	
○ 併用住宅（住宅部分のみ・賃貸含む）		
○ 共同住宅（専用部分のみ・分譲、賃貸）		
○ 長屋		
○ 空き家		工事後、速やかに居住する予定の者に限る
○ 敷地内の附属建物（離れ等）		

(注) 補助対象者の申し込みは、同一住宅又は同一申込者について1回に限ります。
 ・プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業、耐震シェルター又は耐震ベッド等により、今後耐震対策を実施する既存住宅も対象です。（実績報告の際には耐震対策に着手又は完了したことを証する書類の提出が必要です。）

②補助対象／対象外となる“工事種別”

○ 修繕・模様替
○ 間仕切壁等の設置（机・収納の作り付け等）
○ 建築設備等の設置（玄関脇手洗いの新設等）
× 増築
× 新築、改築、減築
× 除却（全体の除却）

③補助対象／対象外となる“テレワーク対応リフォーム”の例（必須工事のどちらかを必ず実施する必要あり）

内容	住宅の室内空間において、新たにテレワークスペースを確保するための工事			
必須工事	机の作り付け	室内空間の一角にテレワークを行うための当該住宅と一体となる机等を新たに設置する工事	・ 机等は壁等にビス等で相互に固定し取り外しできないようにする。	
	間仕切り壁等の新設	スペースの確保	テレワークスペースを新たに設置するため、壁や扉等で新たな室内空間を確保する、又は他の室内空間と仕切る工事	・ 間仕切り壁、窓や扉を新設し、床から高さ120cm以上、幅90cm以上の仕切りとすることでスペースを確保する工事 ・ 小上がり個室を新設し、新たな室内空間を確保する工事
		個室の確保	テレワークスペースを新たに設置するため、壁や扉等で他の室内空間と完全に独立した空間を新たに確保する工事	・ 間仕切り壁、窓や扉を新たに幅90cm以上設置することで完全に個室を確保する工事
対象付帯工事	○ 換気設備の新設			
	○ 照明又は通信などに係る電気等配線工事			
	○ 作り付け収納の新設【感染予防】			
	○ 冷房・暖房設備の新設【個室の確保】		間仕切り壁の新設により個室としたテレワークスペース内に限る。	
	× 換気設備の取替え・更新			

・対象付帯工事はテレワークを行う机周り又はテレワークスペース内に限る

④補助対象／対象外となる“新たなライフスタイル対応リフォーム”の例（住宅内であれば、どの部分でも対象）

内装工事	○ 床・壁・天井の改修【感染予防、防音、木質化】	木質化はしずおか優良木材製品（老朽化による修繕も可）に限る。
	○ 部屋の間仕切り壁の新設【感染予防、防音、木質化】	
	○ 作り付け収納の新設【感染予防】	収納量増加にともなう日用品食品庫の新設など
	× 網戸・障子・襖紙の張り替え	工事ではないため×
	× 畳の取替え・表替え	工事ではないため×
共通	× じゅうたん・カーペット等の設置・取替え・更新	工事ではないため×、軽微な作業で設置できるため×
	○ 窓・扉等の改修【感染予防、省エネ】	タッチレス、換気、採光、断熱又は防音のいずれかの対策を施したものに限る。
	○ 玄関への網戸の設置【感染予防】	
	○ 断熱工事（屋根・壁・天井・床下等）【省エネ】	外皮部分に限る。
	× 防水工事	外装工事は対象外
設備等工事	× 耐震化工事	別事業「プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業」を利用
	○ 玄関脇手洗いの新設【感染予防】	住宅内に限る。化粧鏡を除く。
	○ 自動水洗の設置【感染予防】	水洗部分の設置工事に限る。
	○ 換気設備の新設【感染予防、省エネ】	換気扇・熱交換換気システム等、取替えの場合は非熱交換換気システムから熱交換換気システムへの取替えに限る。
	○ ビルトイン食器洗い機の新設【家事負担軽減】	
	○ 掃除しやすいレンジフードへの取替え又は新設【家事負担軽減】	
	○ ビルトイン自動調理対応コンロへの取替え又は新設【家事負担軽減】	
	○ 浴室乾燥機の新設【家事負担軽減】	
	○ 掃除しやすいトイレへの取替え又は新設【家事負担軽減】	
	○ 宅配ボックスの新設【家事負担軽減】	
	○ 上記に伴う給水・排水・ガス・電気等の配管の設置	該当する設備等工事が行われた場合に限る
	× 冷房・暖房設備の新設、取替え又は更新	
× 換気設備の取替え又は更新	非熱交換型換気設備から熱交換型換気設備への取替えの場合は補助対象	
× システムキッチン（ビルトイン食器洗い機又はビルトイン自動調理対応コンロを除く。）、洗面化粧台（玄関脇手洗いを除く。）、ユニットバス・浴槽、蓄電・発電設備、給湯器・ボイラー、照明器具（テレワーク対応リフォーム工事を除く。）、防犯設備、火災警報器の新設、取替え、更新又は改修		

・【 】は、テレワーク対応リフォーム等事業費補助金交付要領第1(6)の記載に該当するもの
 ・しずおか優良木材等補助加算は、③又は④に伴う工事で、しずおか優良木材等を仕上げ材に10㎡以上使用するものが対象

⑤対象とならない例

補助対象外項目	× 数年後に解体や用途変更又は所有者への返還等を予定している住宅の工事	
	× 国、県、市町その他団体が補助する他の制度を利用する場合、重複する内容の工事	
	× 門・塀等いわゆる外構工事	サンルーム・ルーパバルコニーの設置・改修 など
	× 屋根・外壁・雨樋等いわゆる外装工事	ベランダの設置・改修、網戸の交換・網の張替え など
	× 老朽化による修繕	
	× 家電製品・備品・消耗品の購入等	家電製品、机・椅子・本棚などの備品・消耗品の購入、テレビアンテナの設置・取替え又はカーテン・ブラインドの取付け・取替えに要する費用 など
	× 補助対象工事の設計費・調査費	
	× その他補助金の交付が適切でないもの	リース・レンタル物件、申請などに関する手数料・保険料・保証料及び公共工事の施行に伴う補償費等の対象となる工事費 など